

# 178万円の壁と特定親族特別控除について

## ① 178万円の壁について

2026年度の税制大綱が決定し、所得税の非課税ラインを現行の最大160万円から178万円へ引き上げることになりました。178万円までの給与所得者は所得税がかからなくなります。いわゆる『178万円の壁』です。パートやアルバイトで働く方にとっては、税負担を気にせずより多く働けるようになりそうです。

## ② 基礎控除の引き上げ

基礎控除は令和7年度税制改正でも引き上げられましたが、令和8年度税制改正大綱でさらに引き上げられることとなりました。

なお、基礎控除は本則部分と特例部分の二重構造となっていて、今回の大綱では、特例部分について令和8年分及び令和9年分と、令和10年以後の各年について規定しています。

### ① 本則部分

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,350万円以下	62万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

### ② 特例部分

納税者本人の合計所得金額	令和8年分・9年分	令和10年分以降
132万円以下	42万円	37万円
132万円超489万円以下	42万円	—
489万円超655万円以下	5万円	—

①と②を合わせた基礎控除額は下記のとおりとなります。

合計所得金額	改正前	改正後					
	令和7年分	令和8年分・9年分			令和10年分以降		
		本則	特例	合計	本則	特例	合計
132万円以下	95万円	62万円	42万円	104万円	62万円	37万円	99万円
132万円超336万円以下	88万円	62万円	42万円	104万円	62万円	—	62万円
336万円超489万円以下	68万円	62万円	42万円	104万円	62万円	—	62万円
489万円超655万円以下	63万円	62万円	5万円	67万円	62万円	—	62万円
655万円超2,350万円以下	58万円	62万円	—	62万円	62万円	—	62万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円	48万円	—	48万円	48万円	—	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	32万円	—	32万円	32万円	—	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円	—	16万円	16万円	—	16万円
2,500万円超	0円	0円	—	0円	0円	—	0円

## ⑤ 給与所得控除の最低保障額の見直し

令和8年分・9年分の給与所得控除について、最低保障額を65万円から69万円に引き上げます。  
また、給与所得控除の最低保障額の特例が創設され、令和8年・令和9年における給与所得控除の最低保障額が5万円引き上げられ、給与所得控除の最低保障額は74万円となります。

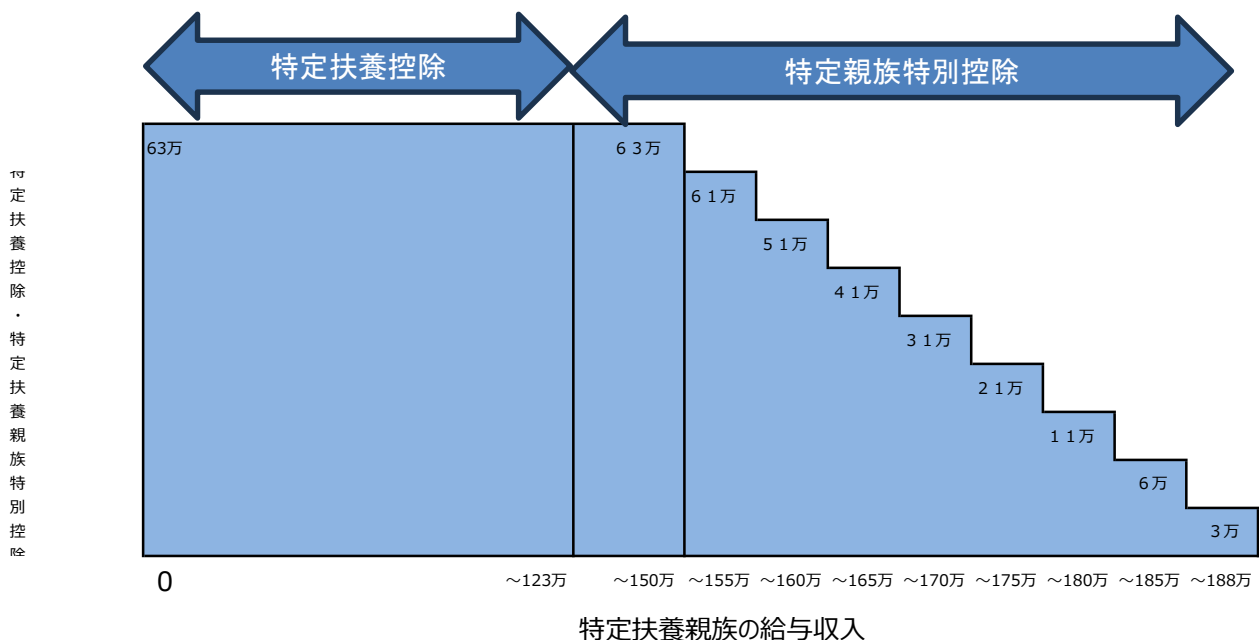
給与等の収入金額	令和8年分・9年分の給与控除額
220万円以下	74万円 (69万円+5万円)
220万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

令和8年分は基礎控除の本則部分と特例部分を足した104万円と給与所得控除74万円を足した178万円が課税最低限となり、結果として「年収の壁」になります。

## ⑥ 特定親族特別控除(令和7年度改正)

大学生のアルバイト収入などが原因で、親が受けられる扶養控除が制限される問題を改善するため特定親族特別控除の制度が設けられました。

この控除の対象となるのは19歳以上23歳未満で、親などと同一生計で扶養している親族です。親元から離れている大学生でも、学費や生活費の援助を受けている場合は「同一生計」とみなされます。ただし、特定扶養控除の対象となる親族の所得は123万円以下となります。それを超えた場合、特定親族特別控除が適用されることとなります。配偶者や青色事業専従者は、控除の対象外とされています。



ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。